別紙2

**VNS資格認定基準**

（2010年1月8日施行、2014年7月1日、2016年6月26日、2017年11月2日、2018年10月24日、改定 2019年2月28日）

日本てんかん学会

第１項
本療法の適応判断と刺激装置植込術は、日本てんかん学会専門医ならびに日本脳神経外科学会専門医の両資格を有するてんかん外科治療を専門的に行っている医師によって、またはその指導の下に行われるべきものとする。

第２項
本療法の開始後の刺激条件の調整や、治療効果および有害事象の追跡調査は、日本てんかん学会専門医（すべての診療科を含む）または次のいずれかの学会専門医によって、またはその指導の下に行われるべきものとする。ただし、日本てんかん学会以外の学会専門医については、てんかん治療に対する十分な知識と経験を有するものとする。

日本小児神経学会、日本神経学会、日本精神神経学会、日本脳神経外科学会

第３項
本療法を行う医師（１項、２項に該当する医師）は、日本てんかん学会員であって、初回施行前に、日本てんかん学会主催による講習会を受講しなければならない。※

第４項
刺激装置植込術を行う医師は、受講資格として前年3年間のてんかん外科手術10症例のリスト（但し、手術見学も含む）申告を必要とする。

第５項
受講修了者は、日本てんかん学会の資格認定委員会によって認定証が授与され、本療法の実施資格が認められる。なお、認定は資格認定委員会によって見直される場合がある。

附則

1. 本認定基準は、各改定から3年以内に見直すものとする。
2. 第１項について。日本てんかん学会専門医と連携しててんかん外科治療を行っている日本脳神経外科学会専門医で日本てんかん学会非専門医については、その両者の適応判断に基づいて植込術を施行するものとする。このような脳神経外科医については資格審査時に、日本てんかん学会専門医との連携内容についても審査を行う。原則として日本てんかん学会認定研修施設との連携が必要である。連携内容については第4項のリストに症例毎に記載する。
3. 第２項について。日本てんかん学会以外の学会専門医は、日本てんかん学会総会において開催されるてんかん学教育セミナーの受講が必要である。同等のセミナーが日本てんかん学会地方会あるいは日本てんかん外科学会のほか、日本小児神経学会・日本神経学会・日本精神神経学会・日本脳神経外科学会において開催された場合には、受講後、本委員会の審議をもって受講資格とする。

※　てんかん研修セミナーに代わる日本てんかん学会学会の講習会について

現時点（2021/8）では、日本てんかん外科学会のてんかんセミナーのみが該当する